

**Q** 実家の父に介護が必要になりました。介護保険を使いたいのですが、どのように手続きをすれば良いでしょうか。

◆回答者

岩手県保健福祉部長寿社会課  
主任主査

吉原武志さん

**A1** 市町村の窓口で申請する

まず、お父さんがお住まいの市町村役場の介護保険の担当部署をたずねて、「要介護認定」の申請をしてくださいます。その時、お父さんの介護保険被保険者証を持参しましょう。これは、あらかじめ自治体が65歳以上の方に送っているものです。もしお父さんが64歳以下なら、本人の健康保険被保険者証を持参してください。



「要介護認定」の申請後、市町村の職員等から、心身の状態について訪問調査を受けます。

市町村では、後日、認定調査員にお父さんの自宅を訪問させ、認定調査を行います。また並行して市町村からお父さんの主治医へ、意見書の作成を依頼していただきます。

ます。

その後、訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに「介護認定審査会」が審査をし、その審査結果をもとに市町村が要介護度の認定を行い、原則、申請日から30日以内に、お父さんへ結果をお知らせします。この市町村の認定結果に応じて、お父さんが利用できる介護サービスの内容や時間、給付してもらえる金額の上限などがわかります。

**A2** ケアプランにもとづき

サービスを利用

要介護1〜5の認定を受けたら居宅介護支援事業所に、要支援1・2の認定を受けたら地域包括支援センターに連絡して、ケアプランの作成を依頼します。事業所にもセンターにも「ケアマネジャー（介護支援専門員）」とよばれる専門家がいます。ケアマネジャーは本人や家族の意見をふまえながら、サービスが利用



ケアプランは、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターのケアマネジャーに作成してもらうのが安心です。

できる時間数や給付金額の限度額を計算してプランを作成してくれるので安心です。

プランに納得したら、お父さんまたは家族がサービス事業者と契約します。ちなみに、サービスを利用する時にかかった費用のうち1割（平成27年8月からは一定以上所得の方は2割）は本人負担です。また、施設サービスを利用する場合の食費・部屋代も、基本的に本人負担となっています。この認定の有効期間は原則6ヶ月です。その後も引き続き利用したい場合は、有効期間が終了する前に忘れずに更新の申請をしましょう。